



### 3 処理原価の算定

ごみ処理原価の算定にあたっては、決算資料、人事情報、固定資産台帳等をもとに、ごみ処理事業に係る経費を人件費、物件費（処理費、委託費、減価償却費）などの科目ごとに積算する。

積算にあたっては、収集運搬や焼却等の直接的な作業部門と、ごみ処理に関わる啓発や作業部門の管理を担う管理部門（本庁職員等）に分類し、作業部門ではさらに生活系と事業系に分類して計上する。生活系と事業系との分類においては、当該分類に特定できる費用はその分類に単独で計上（例：家庭ごみの収集運搬費用 → 収集運搬部門の生活系）し、焼却施設の費用などの両分類に共通する費用は、計画収集量と直接搬入量で按分することにより生活系と事業系を算出する。積算された「ごみ処理経費」のうち、作業部門に係る費用が「ごみ処理原価」であり、管理部門に係る費用が「管理費用」である。（ごみ処理原価には管理費用は含まれない。）

#### 【作業部門の分け方のイメージ】

|         | 収集運搬 |     |    | 焼却処理 |     |    | 資源化 |     |    | 埋立処分 |     |    |
|---------|------|-----|----|------|-----|----|-----|-----|----|------|-----|----|
|         | 生活系  | 事業系 | 小計 | 生活系  | 事業系 | 小計 | 生活系 | 事業系 | 小計 | 生活系  | 事業系 | 小計 |
| 1. 人件費  |      |     |    |      |     |    |     |     |    |      |     |    |
| 2. 物件費等 |      |     |    |      |     |    |     |     |    |      |     |    |
| 3. 移転費用 |      |     |    |      |     |    |     |     |    |      |     |    |

人件費：職員給与費、退職手当引当金繰入額 など

物件費等：処理費、委託費、減価償却費 など

移転費用：補助金、清港会などへの負担金 など

作業部門：収集運搬、中間処理（焼却）、中間処理（資源化）、最終処分（埋立）の4部門の総称

管理部門：作業部門の管理業務、啓発活動、集団回収、不法投棄対策、余熱利用施設、ごみ処理計画、一般廃棄物処理業等の許可・指導業務 等

生活系：計画収集の処理に係る費用

事業系：直接搬入（※1）の処理に係る費用

※1：直接搬入は、家庭ごみの直接搬入と事業系ごみの直接搬入があるが、データ上区別ができないため、これらを全て直接搬入分として計算する。

### 4 減価償却の考え方

本市管財課の固定資産台帳システムをもとに、該当資産それぞれについて仕訳を行うことで、対象となる部門へ振り分けを行い、費用に計上する。

### 5 作業部門がまたがる費用について

作業部門を跨る費用については、それぞれの部門で処理したごみ量に応じて按分し、家庭系・事業系で費用が跨る場合は、家庭系・事業系ごみ量に応じて按分する。

### 6 作業部門・管理部門の職員の考え方について

作業部門の職員については、作業部門での実際の処理に従事する職員が該当するため、清掃事務所清掃作業員・自動車運転手等、ならびに横井埋立処分場の作業指導員が該当する。それ以外の作業部門の管理業務、啓発活動、集団回収、不法投棄対策等に従事する職員は管理部門に該当する。

### 7 退職手当引当金繰入額

本市全体の退職手当引当金繰入額に、鹿児島市全体職員数から資源循環部の該当職員の人数を除いて乗じて算出する。